

大学共同利用機関法人自然科学研究機構における行政機関等匿名加工情報の作成、提供及び適切な管理等に関する規程

令和4年10月20日

自機規程第134号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等（第3条―第13条）

第3章 行政機関等匿名加工情報等の取扱い（第14条―第22条）

第4章 匿名加工情報の取扱い（第23条―第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における行政機関等匿名加工情報の作成、提供、適切な管理及び匿名加工情報の取扱いに関し必要な事項については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）その他関係法令及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構個人情報保護規程（平成17年自機規程第54号。以下「保護規程」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。
 - 二 「行政機関等匿名加工情報等」とは、行政機関等匿名加工情報、前号に規定する削除情報及び第9条の規定により行った加工の方法に関する情報をいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この規程において使用する用語は、保護規程において使用する用語の例による。

第2章 行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等

（行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等）

第3条 役職員等は、行政機関等匿名加工情報（法第60条第4項に規定する行政機関等

匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下同じ。)を作成する場合は、法第5章第5節の規定に従わなければならない。

2 役職員等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。

3 役職員等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(提案の募集)

第4条 機構は、毎年度1回以上、機構が保有している個人情報ファイル(個人情報ファイル簿に保護規程第30条第4項に掲げる提案の募集をする旨の記載があるものに限る。以下同じ。)について、当該募集の開始の日から30日以上の間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により、次条第1項の提案を募集するものとする。

2 機構は、提案の募集に関し必要な事項を、あらかじめ公示するものとする。

(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第5条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、個人情報窓口において、又は郵送により、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書(別記様式第1号。以下「提案書」という。)を提出し、機構に対し、当該事業に関する提案をすることができる。この場合において、代理人によって提案を行うときは、提案書に当該代理人の権限を証する書面を添えて行うものとする。

2 前項の提案書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 前項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面(別記様式第2号)

二 当該事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

3 前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める書類を添付しなければならない。代理人によって提案をする場合は、第1号から第3号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

一 提案をする者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年

法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード, 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード, 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって, 当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの

二 提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては, その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前6月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって, その者が本人であることを確認するに足りるもの

三 提案をする者がやむを得ない事由により前2号に掲げる書類を添付できない場合にあっては, 当該提案をする者が本人であることを確認するため機構が適当と認める書類

四 前各号に掲げる書類のほか, 機構が必要と認める書類

4 機構は, 提案書若しくは前2項の規定により添付された書類に不備があり, 又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは, 第1項の提案をした者に対して, 説明を求め, 又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

(欠格事由)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は, 前条第1項の提案をすることができない。

一 未成年者

二 心身の故障により前条第1項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

四 禁錮以上の刑に処せられ, 又は法の規定により刑に処せられ, その執行を終わり, 又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

五 法第118条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され, その解除の日から起算して2年を経過しない者

六 法人その他の団体であって, その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(提案の審査等)

第7条 第5条第1項の提案があったときは, 当該提案が法第112条第1項各号に掲げる基準(以下「基準」という。)に適合するかどうか, 自然科学研究機構情報公開委員会が審査する。

2 機構は、前項の規定により審査した結果、第5条第1項の提案が基準に適合すると認めるときは、審査結果通知書（別記様式第3号）により、当該提案をした者に対し、機構との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨を通知する。

3 機構は、第1項の規定により審査した結果、第5条第1項の提案が基準のいずれかに適合しないと認めるときは、審査結果通知書（別記様式第4号）により、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知する。

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結）

第8条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書（別記様式第5号）を機構に提出し、第12条に定める手数料を納付することにより、機構との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

（行政機関等匿名加工情報の作成等）

第9条 行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則第62条で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

（行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第10条 機構は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に、法第115条に定める事項を記載しなければならない。

（作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等）

第11条 前条の規定により個人情報ファイル簿に行政機関等匿名加工情報に関する事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、個人情報保護窓口において、又は郵送により、提案書（別記様式第6号）を提出し、機構に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第8条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第5条から第8条までの規定は、前項の規定により提案する場合に準用する。この場合において、第7条第2項中「審査結果通知書（別記様式第3号）」とあるのは「審査結果通知書（別記様式第7号）」と、同条第3項中「審査結果通知書（別記様式第4号）」とあるのは「審査結果通知書（別記様式第8号）」と読み替えるものとする。

（手数料）

第12条 第8条（前条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規

定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、次に掲げるところにより、手数料を納めなければならない。

一 第8条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

イ 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

ロ 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

二 前条第2項において準用する第8条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

イ ロに掲げる者以外の者 第8条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が前号の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

ロ 第8条（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

2 前項の手数料の納入は、現金又は銀行振込によるものとする。

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除）

第13条 機構は、第8条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

二 第6条の各号（第11条第2項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。

三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

第3章 行政機関等匿名加工情報等の取扱い

（行政機関等匿名加工情報の識別行為の禁止等）

第14条 役職員等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 役職員等は、行政機関等匿名加工情報を作成した際の削除情報及び加工の方法に関する情報については、行政機関等匿名加工情報を作成後速やかに削除しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報等の従事者の義務)

第15条 役職員等（これらの職にあった者を含む。）は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(行政機関等匿名加工情報等の管理体制)

第16条 行政機関等匿名加工情報等の管理体制については、保護規程第2章の規定を準用する。

(行政機関等匿名加工情報等の取扱いの制限)

第17条 保護管理者は、行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行政機関等匿名加工情報等を取り扱う権限を有する役職員等及びその権限の内容を、当該役職員等が業務を行う上で必要最小限の範囲に限らなければならない。

2 取扱権限を有しない役職員等は、行政機関等匿名加工情報等を取り扱ってはならない。

3 役職員等は、取扱権限を有する場合であっても、業務上の目的外での目的で行政機関等匿名加工情報等を取り扱ってはならない。

(行政機関等匿名加工情報等の教育研修)

第18条 行政機関等匿名加工情報等の教育研修については、保護規程第6条の規定を準用する。

(行政機関等匿名加工情報等の安全管理措置)

第19条 行政機関等匿名加工情報等の安全管理措置については、保護規程第5章から第7章まで（第13条の2から第13条の10まで及び第30条から第30条の3までを除く。）の規定を準用する。

(行政機関等匿名加工情報等の業務の委託等)

第20条 保護管理者は、行政機関等匿名加工情報等の作成に係る業務を外部に委託する場合は、保護規程第35条の規定に基づき行うものとする。

2 保護管理者は、機構から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合において、当該受託者が法第119条の規定に基づき、同条に規定する法的義務を負うことについて、必要に応じて当該受託者に周知するものとする。

(行政機関等匿名加工情報等の監査及び点検の実施)

第21条 行政機関等匿名加工情報等の監査及び点検の実施については、保護規程第40条及び第41条の規定を準用する。

(行政機関等匿名加工情報等の評価及び見直し)

第22条 行政機関等匿名加工情報等の評価及び見直しについては、保護規程第42条の規定を準用する。

第4章 匿名加工情報の取扱い

(匿名加工情報の識別行為の禁止等)

第23条 役職員等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第24条 役職員等は、匿名加工情報を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

(匿名加工情報の管理体制)

第25条 匿名加工情報の管理体制については、保護規程第2章の規定を準用する。

(匿名加工情報の取扱いの制限)

第26条 保護管理者は、匿名加工情報の秘匿性等その内容に応じて、当該匿名加工情報を取り扱う権限を有する役職員等及びその権限の内容を、当該役職員等が業務を行う上で必要最小限の範囲に限らなければならない。

2 取扱権限を有しない役職員等は、匿名加工情報を取り扱ってはならない。

3 役職員等は、取扱権限を有する場合であっても、業務上の目的外での目的で匿名加工情報を取り扱ってはならない。

(匿名加工情報の教育研修)

第27条 匿名加工情報の教育研修については、保護規程第6条の規定を準用する。

(匿名加工情報の安全管理措置)

第28条 匿名加工情報の安全管理措置については、保護規程第5章から第7章まで（第13条の2から第13条の10まで及び第30条から第30条の3までを除く。）の規定を準用する。

(匿名加工情報の業務の委託等)

第29条 保護管理者は、機構から匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合において、当該受託者が法第121条第2項から第4項までの規定に基づき、同項に規定する法的義務を負うことについて、必要に応じて当該受託者に周知するものとする。

(匿名加工情報の監査及び点検の実施)

第30条 匿名加工情報の監査及び点検の実施については、保護規程第40条及び第41

条の規定を準用する。

(匿名加工情報の評価及び見直し)

第31条 匿名加工情報の評価及び見直しについては、保護規程第42条の規定を準用する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年11月1日から施行する。
- 2 大学共同利用機関法人自然科学研究機構における独立行政法人等非識別加工情報の取扱い及び提供に関する規程（平成29年自機規程第116号）は廃止する。

別記様式第1号（第5条第1項関係）

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

大学共同利用機関法人
自然科学研究機構長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

個人情報の保護に関する法律第110条第1項の規定により、以下のとおり行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称
2. 行政機関等匿名加工情報の本人の数
3. 加工の方法を特定するに足りる事項
4. 行政機関等匿名加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容
 - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間

5. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

6. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

(1) 提供媒体 CD-R DVD-R

(2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

1. 「個人情報ファイルの名称」には、機構のホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿（個人情報の保護に関する法律第110条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。

2. 「行政機関等匿名加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数（下限は1,000人）を記載すること。

3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、機構において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち行政機関等匿名加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。）が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。

4. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供する期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。

5. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。

6. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。

7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第2号（第5条第2項第1号関係）

誓 約 書

年 月 日

大学共同利用機関法人
自然科学研究機構長 殿

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

個人情報保護に関する法律 第110条第3項 の規定により提案す
第116条第2項において
準用する第110条第3項

る者（及びその役員）が、同法第111条各号に該当しないことを誓約します。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第3号（第7条第2項関係）

文 書 番 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

様

大学共同利用機関法人
自然科学研究機構長

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律第112条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

自然科学研究機構長との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料を納付の上、大学共同利用機関法人自然科学研究機構における行政機関等匿名加工情報等の作成、提供、適切な管理に関する規程第8条の別記様式第5号「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4. その他

別記様式第4号（第7条第3項関係）

文 書 番 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

様

大学共同利用機関法人
自然科学研究機構長

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報を用いて行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律第112条第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

（提案が個人情報の保護に関する法律第112条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由）

別記様式第5号（第8条関係）

年 月 日

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

大学共同利用機関法人
自然科学研究機構長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

年 月 日付け 第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、

個人情報保護に関する法律 第113条 の規定により、行政機関等
第116条第2項において
準用する第113条

匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は、審査結果通知書（別記様式第3号）により通知した事項に従って納付すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第6号（第11条第1項関係）

年 月 日

作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

大学共同利用機関法人
自然科学研究機構長 殿

郵便番号
(ふりがな)
住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）
(ふりがな)
氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

個人情報保護に関する法律 第116条第1項前段 の規定により、以下のとおり
第116条第1項後段

り作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

1. 提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項
2. 行政機関等匿名加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法

- (3) 利用に供する事業の内容
- (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間

3. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

4. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
- (2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 「提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項」には、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第115条の規定により個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報の概要を記載すること。
3. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
4. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
5. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第116条第1項前段の提案をする場合に限る。）。
6. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第7号（第11条第2項において読み替えて準用する第7条第2項関係）

文 書 番 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

様

大学共同利用機関法人
自然科学研究機構長

年月日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律第116条第2項で準用する第112条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

自然科学研究機構長との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2.に従って手数料を納付の上、大学共同利用機関法人自然科学研究機構における行政機関等匿名加工情報等の作成、提供、適切な管理に関する規程第8条の別記様式第5号「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4. その他

別記様式第8号（第11条第2項において読み替えて準用する第7条第3項関係）

文 書 番 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

様

大学共同利用機関法人
自然科学研究機構長

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報とその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律第116条第2項で準用する第112条第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

（提案が個人情報の保護に関する法律第116条第2項で準用する第112条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由）